

令和4年5月24日 14時00分  
近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者2者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

①株式会社吉信工務店

期間: 令和4年5月24日から令和4年8月1日まで(10週間)

範囲: 近畿地方整備局管内

②株式会社カワノ

期間: 令和4年5月24日から令和4年7月23日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司 (内線 2511)

濱口 哲至 (内線 2512)

令和4年5月24日  
近畿地方整備局

## 株式会社吉信工務店に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

株式会社吉信工務店は、令和4年2月25日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の監督処分を受けた。

①兵庫県内の民間発注の工事において、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額を超えて、発注者から直接その建設工事を請け負った特定建設業者以外の建設業を営む者と下請契約を締結したとして、7日間の営業停止処分。

②大阪市内及び交野市内の民間発注の工事においては、建設業法第26条第3項の規定に違反して、営業所における専任の技術者を、専任を要する監理技術者として工事現場に配置し、枚方市内の民間発注の工事においては、建設業法第26条第3項の規定に違反して、工期の重複する別工事に配置している主任技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置したことによる、指示処分。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社吉信工務店が、建設業許可部局より7日間の営業停止処分及び指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止10週間を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社吉信工務店

大阪府交野市郡津1-55-14

代表取締役 吉信 勝

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年5月24日から令和4年8月1日まで(10週間)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

令和4年5月24日  
近畿地方整備局

## 株式会社カワノに対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

株式会社カワノの取締役は、石川県能美市が発注した災害用備品購入の複数の一般競争入札及び随意契約に関し、同市職員と非公表の情報を共有するなど共謀し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月18日、公契約関係競売入札妨害の疑いで石川県警に逮捕された。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社カワノの取締役が、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売妨害又は談合）に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社カワノ

富山県富山市牛島本町2-3-23

代表取締役 吉川 良一

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年5月24日から令和4年7月23日まで（2ヵ月）

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（公契約関係競売等妨害又は談合）

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員